

7 資 審 第 47 号
令和 7 年 12 月 10 日

農林水産大臣 鈴木 憲和 殿

農業資材審議会長 小川 久美子

農薬の登録について（答申）

令和 7 年 7 月 18 日付け 7 消安第 2470 号をもって諮詢のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記

別添のとおり、ジャパミリルアを有効成分として含む農薬については、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 4 条第 1 項各号に該当すると認められないことから、登録して差し支えない。

以上

ジャパミリルア

1. 審議事項

農薬取締法（昭和23年法律第82号）第3条第1項の規定に基づき新規申請を受けた標記有効成分を含む農薬の登録に関する意見の聴取

2. 経緯

① 申請及び諮問

令和7年（2025年）4月14日 登録の申請

令和7年（2025年）7月18日 農業資材審議会への諮問

令和7年（2025年）7月25日 農業資材審議会農薬分科会（第47回）への諮問の報告

② 農薬原体部会

令和7年（2025年）8月1日 農業資材審議会農薬分科会農薬原体部会（第25回）

令和7年（2025年）10月30日 農業資材審議会農薬分科会農薬原体部会（第26回）

③ 農薬使用者安全評価部会

令和7年（2025年）8月22日 農業資材審議会農薬分科会農薬使用者安全評価部会（第21回）

④ 農薬蜜蜂影響評価部会

令和7年（2025年）9月10日 農業資材審議会農薬分科会農薬蜜蜂影響評価部会（第18回）

令和7年（2025年）9月22日から10月21日まで 国民からの意見・情報の募集

⑤ 農薬分科会

令和7年（2025年）12月2日 農業資材審議会農薬分科会（第49回）

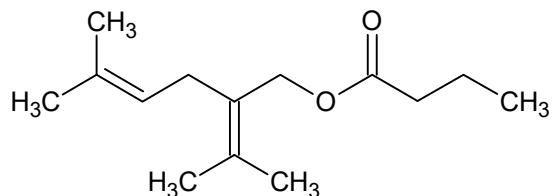
3. 審議農薬の基本情報

① 化学名 (IUPAC) ジャパミリルア
5-methyl-2-(propan-2-ylidene)hex-4-en-1-yl butanoate

② CAS 登録番号 953089-11-7

③ 分子式 C₁₄H₂₄O₂

④ 構造式



⑤ 分子量 224.33

⑥ 初回登録年 新規申請

⑦ 用途 交信かく乱剤

⑧ 作用機作 ジャパミリルアは合成性フェロモンであり、その効果は、交信かく乱による交尾阻害とその結果による密度抑制である。直接の殺虫活性はない。

⑨ 主な適用作物 果樹類

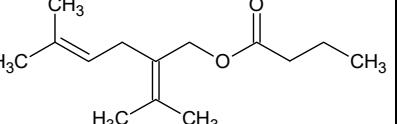
⑩ 使用方法 ディスペンサーを対象作物の枝に巻き付け、または挿み込み設置する。

⑪ 登録申請農薬 別紙1 参照

4. 農薬原体部会、農薬使用者安全評価部会及び農薬蜜蜂影響評価部会における評価結果の概要

(1) 農薬原体部会（別紙2（1）参照）

① 農薬の製造に用いられる農薬原体の規格

有効成分			
一般名	化学名	構造式	含有濃度
5-メチル-2-(1-メチルエチリデン)-4-ヘキセン-1-イル=ブチレート	5-メチル-2-(1-メチルエチリデン)-4-ヘキセン-1-イル=ブチレート		920 g/kg 以上

② 農薬原体中の 5-メチル-2-(1-メチルエチリデン)-4-ヘキセン-1-イル=ブチレートの分析法

5-メチル-2-(1-メチルエチリデン)-4-ヘキセン-1-イル=ブチレートの農薬原体をアセトンに溶解し、ガスクロマトグラフ（GC）により分離し、水素炎イオン化検出器（FID）により 5-メチル-2-(1-メチルエチリデン)-4-ヘキセン-1-イル=ブチレートを検出及び定量する。定量には内部標準法を用いる。

③ 農薬原体の組成分析

5-メチル-2-(1-メチルエチリデン)-4-ヘキセン-1-イル=ブチレートの農薬原体の組成分析に用いられた分析法は、5-メチル-2-(1-メチルエチリデン)-4-ヘキセン-1-イル=ブチレートについて、選択性、検量線の直線性、精確さ及び併行精度が確認されており、科学的に妥当であった。1 g/kg 以上含有されている不純物の一部については、標準物質の入手が困難であり、精確さの確認が行われていない等、妥当性の確認は不十分であるが、選択性及び併行精度が確認されていること等から、組成分析における含有濃度を審査に用いることは可能と判断した。

農薬の製造に用いられる農薬原体の組成分析において、定量された分析対象の含有濃度の合計は1007～1013 g/kgであった。

④ 不純物の毒性

農薬の製造に用いられる5-メチル-2-(1-メチルエチリデン)-4-ヘキセン-1-イル=ブチレートの農薬原体中に含有されている不純物には、考慮すべき毒性を有する不純物は認められなかった。

⑤ 農薬原体の同等性

農薬の製造に用いられる5-メチル-2-(1-メチルエチリデン)-4-ヘキセン-1-イル=ブチレートの農薬原体及び毒性試験に用いられた農薬原体は、その組成及び毒性を比較した結果、同等であった。

(2) 農薬使用者安全評価部会（別紙2（2）参照）

安全性に関する知見から、ジャパミリルアの使用により農薬使用者の健康に影響を与えるおそれは極めて低いと考えられるため、農薬使用者暴露許容量（AOEL）及び急性農薬使用者暴露許容量（AAOEL）の設定は不要と判断した。

なお、ディスペンサーを取り付ける際には、有効成分特有のにおいが手に付着する可能性があることから、不浸透性手袋を着用することが適切であると判断した。

(3) 農薬蜜蜂影響評価部会（別紙2（3）参照）

① 評価結果

ジャパミリルアはフジコナカイガラムシ雌成虫が生産・放出する性フェロモンであり、フジコナカイガラムシが生息している環境では日常的に存在しており、ミツバチはそのような環境下でジャパミリルアの影響を受けることなく活動している。

さらに、ジャパミリルアを有効成分としたフジコナカイガラムシ発生予察用誘引剤が、現在、我が国で販売、使用されている。

これらのことから、ジャパミリルアは、ミツバチに対して安全であることが明らかな農薬に該当すると整理できることから、申請された使用方法に基づき使用される限りにおいて、ミツバチの群の維持に支障を及ぼすおそれはないと考えられる。

② 注意事項

ジャパミリルアは、ミツバチに対して安全であることが明らかな農薬に該当すると整理できることから、注意事項は要さない。

5. 農薬取締法第4条第1項各号に対する判断

4. (1) ①の規格に適合するジャパミリルア原体を用いて製造される別紙1に掲げる農薬について、以下のとおり判断することができる。

一 提出された書類の記載事項に虚偽の事実があるとき。

農林水産省及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる審査の結果、本号に該当しない。

二 特定試験成績が基準適合試験によるものでないとき。

農林水産省及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる審査の結果、本号に該当しない。

三 当該農薬の薬効がないと認められるとき。

農林水産省及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる審査の結果、本号に該当しない。

四 農薬取締法第3条第2項第3号に掲げる事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に農作物等に害があるとき。

農林水産省及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる審査の結果、本号に該当しない。

五 当該農薬を使用するときは、使用に際し、農薬取締法第3条第2項第4号の被害防止方法を講じた場合においてもなお人畜に被害を生ずるおそれがあるとき。

4. (2) 及び(3)のとおり、農薬使用者安全評価部会及び農薬蜜蜂影響評価部会における評価の結果、本号に該当しない。

六 農薬取締法第3条第2項第3号に掲げる事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に、その使用に係る農作物等への当該農薬の成分（その成分が化学的に変化して生成したものを含む。）の残留の程度からみて、当該農作物等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となって人に被害を生ずるおそれがあるとき。

農林水産省及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる審査の結果、当該農薬は、誘引剤等の有効成分が封入された状態で使用されるものに該当し、その使用によって農作物等に当該農薬の成分が残留するおそれはないと考えられるため、本号に該当しない。

七 農薬取締法第3条第2項第3号に掲げる事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に、その使用に係る農地等の土壤への当該農薬の成分（その成分が化学

的に変化して生成したものを含む。) の残留の程度からみて、当該農地等において栽培される農作物等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となって人に被害を生ずるおそれがあるとき。

農林水産省及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる審査の結果、当該農薬は、誘引剤等の当該農薬の成分物質が封入された状態で使用されるものに該当し、その使用によって土壤に当該農薬の成分が残留するおそれはないと考えられるため、本号に該当しない。

八 当該種類の農薬が、その相当の普及状態の下に農薬取締法第3条第2項第3号に掲げる事項についての申請書の記載に従い一般的に使用されるとした場合に、その生活環境動植物に対する毒性の強さ及びその毒性の相当日数にわたる持続性からみて、多くの場合、その使用に伴うと認められる生活環境動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとなるおそれがあるとき。

中央環境審議会水環境・土壤農薬部会農薬小委員会における評価の結果(別紙2(4))、当該農薬は、誘引剤等の当該農薬の成分物質が封入された状態で使用されるものに該当し、申請された使用方法に基づき使用される限りにおいて、水域の生活環境動植物及び鳥類の被害防止に係る農薬登録基準の設定を行う必要がないものとされている。また、当該農薬は、「ミツバチに対して安全であることが明らか」ものとして整理できることから、同様に、野生ハナバチ類に対しても安全なものと考えられるとされている。以上のことから、本号に該当しない。

九 当該種類の農薬が、その相当の普及状態の下に農薬取締法第3条第2項第3号に掲げる事項についての申請書の記載に従い一般的に使用されるとした場合に、多くの場合、その使用に伴うと認められる公共用水域(水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第1項に規定する公共用水域をいう。)の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水(その汚濁により汚染される水産動植物を含む。)の利用が原因となって人畜に被害を生ずるおそれがあるとき。

中央環境審議会水環境・土壤農薬部会農薬小委員会における評価の結果(別紙2(4))、当該農薬は、誘引剤等の当該農薬の成分物質が封入された状態で使用されるものに該当し、申請された使用方法に基づき使用される限りにおいて、水質汚濁に係る農薬登録基準の設定を行う必要がないものとされていることから、本号に該当しない。

十 当該農薬の名称が、その主成分又は効果について誤解を生ずるおそれがあるものであるとき。

農林水産省及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる審査の結果、本号に該当しない。

十一 農薬取締法第4条第1項第1号から第10号までに掲げるもののほか、農作物等、人畜又は生活環境動植物に害を及ぼすおそれがある場合として農林水産省令・環境省令で定める場合に該当するとき。

本号の規定に基づく省令で定める場合に該当しない。

別紙1

ジャパミリルアを有効成分として含む登録申請農薬一覧

登録番号	農薬の名称
－	フジコナコン

別紙 2

参考資料一覧

- (1) ジヤパミリルアの農薬原体の組成に係る評価報告書（農業資材審議会農薬分科会農薬原体部会 令和 7 年 10 月 30 日）
- (2) ジヤパミリルア農薬使用者安全評価書（農業資材審議会農薬分科会農薬使用者安全評価部会 令和 7 年 8 月 22 日）
- (3) ジヤパミリルア農薬蜜蜂影響評価書（農業資材審議会農薬分科会農薬蜜蜂影響評価部会 令和 7 年 9 月 10 日）
- (4) 生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の設定を不要とする農薬について（ジヤパミリルア）（案）（中央環境審議会水環境・土壤農薬部会農薬小委員会 令和 7 年 9 月 24 日）